

令和3年6月18日  
保健福祉政策部  
国保・年金課

国民健康保険及び後期高齢者医療における新型コロナウイルス  
感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、国民健康保険及び後期高齢者医療において新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対し傷病手当金を支給しているところであるが、令和2年1月1日から令和3年3月31日までの実績経過を下記のとおり報告する。

記

1 支給件数

国民健康保険	49件
後期高齢者医療	1件

2 支給金額

国民健康保険	3,543,794円
後期高齢者医療	74,997円

3 その他

今般厚生労働省より、令和3年7月1日から同年9月30日の間に感染した、新型コロナウイルス感染症の療養のために労務に服することができない期間についても、同様の支援の対象とする旨の周知があった。今後さらに延長の通知があった際は引き続き対応していく。

令和 2 年 5 月 8 日  
保健福祉政策部国保・年金課

専決処分の承認（世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例）

1 主旨

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、労働者が感染した場合等に休みやすい環境を整備するため、世田谷区国民健康保険条例の一部を改正し、傷病手当金を支給する。

2 改正経緯

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 第 2 弾」(令和 2 年 3 月 10 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」との記載が盛り込まれた。これを踏まえ、世田谷区国民健康保険として傷病手当金を支給するため、世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する。

3 傷病手当金概要

(1) 対象者

給与等（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与を除く。）の支払いを受けている被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

(2) 支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間(健康保険や共済組合と同様)

(3) 支給額

直近の継続した 3 月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × 2 / 3 × 日数  
・支給見込額 784 万円

(なお、支給額について、特別調整交付金(国庫)により 10/10 の財政支援予定)

(4) 適用

令和 2 年 1 月 1 日から規則で定める日までの間で療養のため労務に服することが出来ない期間。入院が継続する場合等は健康保険等と同様、最長 1 年 6 月まで。「規則で定める日」は今後の感染者数の動向等により決定する。

4 専決処分日

令和 2 年 5 月 1 日

5 施行期日

令和 2 年 5 月 1 日施行、受付開始

6 今後のスケジュール

令和 2 年 5 月 第 1 回区議会臨時会（専決処分の承認）